

# 災害事例

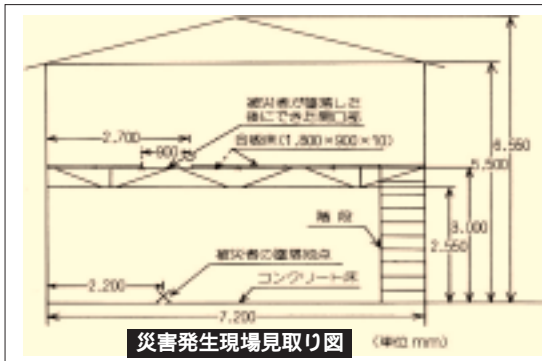
## 鉄骨家屋解体工事中、床板を踏み抜き墜落

### 【災害の概要】

工事の種類：その他の建築工事業

災害の種類：墜落・転落

被災者：死亡者数：1人



### 【災害発生状況】

この災害は、鉄骨造の2階建ての事務所の解体工事中において作業員が2階床を踏み抜き、3m下のコンクリート床に墜落したものである。

建物は、縦7.2m、横16m、高さ6.5mの鉄骨プレハブ造の作業事務所で、解体作業の手順は、建物内の家具、雑貨類の片付け及び搬出、焼却

部屋を区切っている間仕切りの撤去

1スパンごとに鉄骨の切断

ブルドーザーによる鉄骨の引倒し

であった。

なお、災害発生日の前日までに、建物全体の半分程度(5スパン)の解体が終了していた。

災害発生当日は、午前9時ころより6名で作業を開始し、4名が建物周囲の残材の片付け作業を行い、残る2名が建物内の2階で、数枚残っていた畳の撤去作業を行っていた。午前9時30分ころ、2階で作業を行っていた作業員の1人が、床板(長さ1.8m×幅0.9m)

を踏み抜き、3m下の1階コンクリート床に墜落し被災した。

なお、被災者が踏み抜いた箇所は、前日の解体作業でできた開口部に接した床板のうちの1枚である。

現場の現場責任者は指名されておらず、事業者も現場に対して指示をすることはなかった。又、職場の作業員全員が解体工事の経験は乏しく、鉄骨の組立て等作業主任者の資格を有する者もいなかった。

### 【災害発生原因】

- (1) 床板が老朽化していたため、被災者の体重を支えることができなかったこと。
- (2) 現場責任者が指名されておらず、また、鉄骨の組立て等作業主任者も選任されていなかったこと。
- (3) 解体作業の経験が乏しい作業員が多かったこと。
- (4) 作業の方法、手順等が定められていなかったこと。

### 【再発防止対策】

解体作業に当たっては、鉄骨の組立て等作業主任者技能講習等を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の(1)~(3)の事項を行わせること。

#### 【安規第517条の5】

- (1) 作業の方法および作業員の配置を決定し、作業を直接指揮すること。
- (2) 器具、工具、安全帯および保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- (3) 安全帯および保護帽の状況を監視すること。
- (4) 解体しようとする建物の構造等を事前に点検し、老朽化した床板による踏み抜き等による災害の防止を図り、安全な作業が遂行できるようにすること。
- (5) 作業に従事する者に対する安全衛生教育を徹底すること。